

「愛知県再犯防止推進計画（案）」に対するパブリック・コメント制度による県民意見及び県の考え方

No	意見	県の考え方
1	<p>①ホームレスの方が、日雇いの仕事がなく、いよいよ食べることに困るようになったため生活保護を申請しようと市役所の窓口を訪ねたが、結果的に生活保護の申請ができず、食料品を万引きして刑事事件になった事例に遭遇しました。経済的困窮を背景とした犯罪の防止のためには生活保護行政の適切な運営は不可欠だと思います。この点について積極的に取り組んでいただきたいです。</p> <p>②「基本方針(2) 犯罪をした者等が、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにします。」について 帰宅先の無い方が不起訴処分あるいは執行猶予判決を受ける際の切れ目のない支援を求めます。 更生緊急保護制度は、名古屋にある保護観察所までの交通費もない方の場合、弁護士人や同僚の人から交通費を支援してもらえないと結局保護観察所まで行くことが難しいということが生じたりします。 釈放後の生活保護申請も、本人だけで申請しようとする場合は申請書類を渡してもらえないなどのトラブルが生じることがあります。申請が受け付けられる場合も、当日の申請を受けて突如宿泊施設を探さなければならぬ自治体担当者の負担は大きいと思われま。</p> <p>釈放日のおおよその目処がたっていることを前提に、勾留中に生活保護申請を受理し、必要な調査や更生保護施設等居住先の調整を行い、釈放日に生活保護の決定と直接居住先への移動ができることが理想的かと考えますが、多くの自治体では、釈放後の申請を求めます。しかしこのような対応は、緊急宿泊施設の調整や、同施設からの移動など、不要な負担を生じさせるもので、ベストな対応であるか疑問です。勾留中の生活保護申請を受理するケースもありますので、切れ目のない支援のために柔軟な対応を期待したいです。</p>	<p>①生活保護の相談にあたっては、必ず申請意思の有無を確認し、申請意思が確認された方に対しては申請手続きの案内を行うよう、各福祉事務所にに対し、会議、研修及び監査等の機会を捉えて指導しているところです。 引き続き、生活保護の申請時における適切な取扱いについて、指導してまいります。</p> <p>②現在、名古屋保護観察所において、刑務所出所者等で帰宅予定地等住居のない者については、検察庁や矯正施設等と連携を図り、更生保護施設や自立準備ホームでの受け入れ、協力雇用主の住み込み先やホームレス支援団体が管理する施設等への入所等により住居の確保に取り組んでいます。また、矯正施設においても、出所後に経済的に困窮すると見込まれる対象者等に対して、本人の円滑な社会復帰を期すべく、更生保護官署及び民間団体等と連携して帰宅先や就業先の確保を図るほか、必要に応じて出所後の生活保護受給に向けて、関係する行政機関等との事前調整も実施しています。今後も引き続き、不起訴処分や執行猶予判決を受けた者に対する「入口支援」と、矯正施設からの出所者に対する「出口支援」の円滑な実施に向け、関係機関・団体との連携を図ってまいります。</p>
2	<p>①第1章の2の「計画の経緯」について ここには、2つのモデル事業を実施されたと書かれていますが、具体的にかつ簡潔に(2-3の)効果内容を記載してほしい。成果があったことは、第1章の7にも出ていますが、そこでも内容が分からない。86頁から93頁に具体的な事業内容が書かれ、「よかった」と書かれています。取り組んでみて分かったこと、今後の課題がよく分からない。 また、モデル事業を実施された機関や団体の「今後の取組予定」の中には、「検討します」とか、よく分からない記載があります。効果等があったのなら、一機関や団体ではなく、県全体で支えて、なぜ続けることができないのか、できなければ、ただ予算を消化するための事業であったのかと思えます。 ②第1章の7の「計画の基本方針」について 国の再犯防止推進計画の基本方針をほぼ踏まえ、検討を加えてのことだと思いますが、一部変更等がされています。また、県では、「～します。」という文体になっていますが、そのことは、国の文体よりも、県民に対するアピールとしては好感が持てます。しかし、基本方針の(2)については、ア「犯罪をした者等が」の次に「その特性に応じ」を加え、イ「再犯を防止するために」というところは「更生するために」にかえ、ウ文末を他の方針とも平仄を合わせると、「受けられるようにして、再犯の防止に取り組みます。」とするのが、適切ではないかと思えます。特に、イの「再犯を防止するために」とすると、犯罪をした者等の意欲が感じられません。あくまでも、犯罪をした者にその意欲がなければ、指導や支援も効果はありません。また、基本方針の(3)については、ア国の基本方針よりもごく簡単に書かれています(国の基本方針では何をするのか、例えば、犯罪被害者の心情等を踏まえた「犯罪をした者等への教育」にも力を入れるのか、ここでは分かりません。)が、あまりにも簡単なため、犯罪被害者の心情等を理解されているのか、疑わしく感じますし、イ犯罪被害者等への対応と犯罪をした者等への対応は少なくとも一つの文の中に一緒に書けないし、書くべきではないと思えますので、例えば、「犯罪は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害者等を生むだけでなく、事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる被害者等をも生んでいる。犯罪被害者等を生まないよう、犯罪被害者の心情等に寄り添って、再犯の防止等に関する施策に取り組みます。また、犯罪をした者等が罪の責任を自覚し、犯罪被害者等の心情を理解して、自ら社会復帰のために、必要な指導や支援を受けられるようにして、再犯の防止に取り組みます。」とするのが、適切であると思えます。 ③第3章「施策の展開」について 同章には、6つの重点課題が掲げられ、それぞれ「現状と課題」が書かれています。まず、その「課題」について、(例えば、文字の色を変えたりして)視覚的にもはっきりと分かるようにしてほしい。 次に、各機関・団体の「現在の取組の状況」と「今後の取組予定」ですが、よくよく見ると、どちらの内容もわかり映えていません。むしろ、「今後の取組予定」はさらに抽象化しているところがあります。わざわざ「現在の取組の状況」と「今後の取組予定」を分ける必要はあるのでしょうか？ そこで、各機関・団体ごとに、向こう5年間で重点課題の何をどう(又は、どこまで)していくのか(更に、いつ頃までに、検討するのか)を、2頁以内で書いてもらった方が、(各機関や団体が全ての課題に手を出す必要性もないでしようが)自らの課題を明確にしやすいし、重点的に動きやすいのではないのでしょうか。 ④その他について 用語集が末尾にあります。文章を読んでいると、突然専門用語(例えば、犯罪をした者等とは2頁の「対象者」のことだと思いますが、・・・。犯罪被害者等とは・・・?)が出てきているので、用語集に説明がある旨の印を付けてください。 以上。</p>	<p>①愛知県が実施した2つのモデル事業の課題や効果については、県民安全課のHPで報告書として公表しております。また、モデル事業の実績を踏まえた県による「寄り添い弁護士制度による社会復帰支援」と「刑務所出所者等の職場定着支援」について記載します。</p> <p>②基本方針(2)に「その特性に応じて」を追記します。その他の箇所については国の基本方針を踏まえ記載しております。対象者本人の更生への意欲の重要性は基本方針(3)で記載しております。基本方針(3)については、国の基本方針に合わせ、「再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる」を追記します。</p> <p>③国の基本計画を踏まえた記載としております。また、従来、刑事司法については国の所管分野であったために、関係機関の現状の取組について、相互に十分な理解を持っていないことが、再犯防止の取組を進める上での課題の一つであると考えます。従って、今後、再犯防止施策の推進に向けて関係機関が連携を強化するためには、まずは相互に現状の取組を知ることが必要と考え、現在の取組を記載しております。さらに、今後の再犯防止の施策の方向性について明らかにし、相互の連携の可能性等について検討を行えるよう、関係機関及び団体の今後の取組予定について記載しております。</p> <p>④マークを付ける等により用語集に説明がある語句について明らかにしてまいります。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 元受刑者に耕作放棄地での農業を推しようしてほしい。県が、耕作放棄地を借りて、元受刑者に貸す。 性犯罪者をへらすために性表現規制緩和をすすめるべきです。 受刑者の食事を野菜Onlyにする。 再犯しなかったら月ごとに30ポイントお金にかえられるポイントをあげる。 健康ですが、死にたい人のための安楽死合法化。 	<p>御意見としてお伺いしました。</p>
4	<p>愛知県再犯防止推進計画(案)につきまして、対象者になり得る方は保護観察満了までとなることかほとんどと思われま。しかしながら、私たち協力雇用主会員は長きに渡る月日を元対象者と共に過ごします。保護観察満了を迎えた後も私どもや地域の支援を担って頂きたいと思っております。</p>	<p>刑務所出所者等の職場定着支援において、犯罪をした者等への就労の支援のほか、協力雇用主への支援も行っております。</p>
5	<p>①愛知県再犯防止推進計画(案)は、国・県・民間団体等の連携強化を目指すとして、国・県・民間団体の順で各重点課題が記載されています。各機関・団体が共同して犯罪・非行をした者に途切れることのない支援をしようとする趣旨かと推測しますが、再犯防止推進法第8条に規定されている地方再犯防止推進計画の主体は地方公共団体であることから、今般の再犯防止推進計画は、愛知県内で実施されている又は実施することが考えられている国・県・民間団体による再犯防止の取組を単に列挙したものではないはずだと思います。そのため、国・民間団体の取組はさておき、愛知県が主体となって再犯防止推進の取組をどうするかを明確にする必要があると思えます。そうしたことから、せめて、国・県・民間団体の取組を列挙するのではなく、まずは愛知県の取組だけを取り出して記載した上、その後、飽くまでも参考程度に国・民間団体の取組を記載した方がよろしいのではないのでしょうか。 ②愛知県再犯防止推進計画(案)は、国・県・民間団体等の連携強化を目指すとして、国・県・民間団体の順で各重点課題が記載されています。途切れない支援をするためには、その考えは重要であると思えますが、再犯防止推進法第8条は、都道府県及び市町村であり、愛知県内の再犯防止の取組を網羅した記載順ではなく、愛知県庁としての再犯防止推進の取組をどうするかを明確にする意味においても、記載する順番を変え、まずは、愛知県の取組を取り出して記載したうえで、国・民間団体の取組を記載したほうがよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>①「再犯の防止等の推進に関する法律」は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第4条第2項)、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」(第5条第1項)、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。」(第5条第2項)と規定していますので、県の関係部局の取組のみでなく、各関係機関や団体の取組も記載しております。今後、本計画の取組予定をもとに、連携体制を構築し、「息の長い」再犯防止施策を地域が一体となって取り組んでいけるよう努めてまいります。 ②本県の再犯防止推進計画(案)は、こうした法律の規定を踏まえ、この地域の国関係機関、県、民間団体等が参画する愛知県再犯防止連絡協議会において検討したものであり、協議会構成団体の活動を明らかにし、相互の連携を図ることを重視した計画案としております。</p>

<p>第1 意見の趣旨 よりせい弁護士制度による社会復帰支援モデル事業について、一時的な取組として終わらせるのではなく、国又は県において予算を組んだ上で、恒久的な制度とすべきである。</p> <p>第2 意見の理由 罪に問われた者に対する弁護士・付添人の活動は、原則として逮捕から刑事裁判又は審判終結までである。そのため、刑事司法の各段階において、罪に問われた者が、自力で社会復帰に必要な支援を受けることができず再犯に至ってしまう事例が散見された。これまでも、一部の弁護士によって、よりせい弁護士制度と同様の支援が行われていたものの、モデル事業によって財政的な手当を受けられるようになり、より活発に支援活動がなされるようになった。</p> <p>弁護士が、刑事司法の各段階において、罪に問われた者に寄り添い、帰住先の確保、医療・福祉機関への引継ぎ、生活保護申請等の必要な支援を行うことにより、社会復帰や再犯防止に一定の効果があったことは、「愛知県再犯防止推進計画」(案)において述べられているとおりである。</p> <p>支援対象者へのアンケート結果によると、ほとんどの者が「良かった」等と感想を寄せており、支援内容が十分なものであったことがうかがえる。また、刑事施設、少年院、矯正施設からからも、弁護士に引き継ぐことができ助かっている旨の反響が寄せられた。</p> <p>このように、本モデル事業により、弁護士が支援活動に携わることで罪に問われた者の円滑な社会復帰、再犯防止に一定の効果があること、また、よりせい弁護士に対する社会的要請があることが実証されたといえる。</p> <p>法務省も、再犯防止推進モデル事業の進行状況のヒアリングにおいて、よりせい弁護士制度について、「他の地方公共団体のモデルとなるものであるので引き続き成果の創出に努めていただきたい」とのコメントを出している。</p> <p>なお、モデル事業実施期間中、愛知県弁護士会において、モデル事業とは別に、独自によりせい弁護士制度を立ち上げた。モデル事業では対応していないエリア外の対応、支援者本人の要請による相談のみの対応等につき、愛知県弁護士会独自の事業として同様の取組を行った。弁護士会独自のよりせい弁護士制度の活動実績は、2019年4月から2020年2月までの間に、17件である。同期間のモデル事業との合計件数は48件となる。</p> <p>また、モデル事業実施期間終了後も、愛知県弁護士独自の事業として、よりせい弁護士制度を継続している。2020年3月から11月までの活動実績は41件である。</p> <p>よりせい弁護士制度が立ち上がったばかりの約2年間で、相当件数の支援依頼があったことから、今後、同制度が周知されていくことで、さらなる件数の増加が見込まれる。しかしながら、弁護士会の予算は、会員が納入する会費により成り立っており、よりせい弁護士制度に充てられる予算には限界があるため、十分な支援を継続できないおそれがある。</p> <p>そこで、よりせい弁護士制度につき、県、国の事業として予算を計上した上で、モデル事業に限定した一時的な取組として終わらせるのではなく、恒久的な制度とすべきである。</p>	<p>「寄り添い弁護士制度」については、矯正施設をはじめ、各機関からもこの制度に対するニーズが高く、再犯防止を進める上で有効な手段の一つであると考えられていますので、毎年度ごとの予算確保に努めながら事業継続を図ってまいります。</p> <p>また、今後愛知県における実績を踏まえ、全国への横展開が促進されるよう、国へ働きかけをしてまいります。</p>
<p>7</p> <p>①「Ⅱ 就労・住居の確保のための取組の1 就労の確保等(1)及び(2)」の愛知県の取組の中で、「協力雇用主の雇用活動のインセンティブとなるよう、入札参加資格審査における事業者の社会的取組を評価する仕組みの活用」に関する部分で県の所管は「関係局」となっています。複数の部局にまたがる事項だとは思いますが、他の事項における所管の記載との均衡から見て、この項について実効性を危惧される向きもあろうかと思えます。早急に所管を決め、本計画策定の際には担当課を明記していただきたいと思えます。</p> <p>②県ホームページで公表された第6回愛知県再犯防止連絡協議会の開催結果から「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」の実施により多大な成果が得られたことを知りました。犯罪・非行をした人達の再犯防止には就労の継続が必要だと思いますが、本計画(案)の県の今後の取組内容は、「国が実施している『職場定着支援事業』の運営に対し協力を行う」としています。今回のモデル事業でこれだけの成果を上げたことを受け、国に協力するだけでなく、国との棲み分けを考えて、県の独自事業として継続して実施することを県の今後の取組として記載した方がよいのではないのでしょうか。また、職場定着は就労に関することであり、Ⅱの1の「就労の確保等」に記載した方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>①担当課を記載するよう見直します。</p> <p>②モデル事業の実績を踏まえた県による「刑務所出所者等の職場定着支援」について記載します。また、Ⅱの1の「就労の確保等」へ記載するよう見直しを行います。</p>
<p>8</p> <p>第1 意見の趣旨 愛知県弁護士会の「よりせい弁護士制度」に対し、愛知県が独自の予算を組み継続的に協力することが、対象者(起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、養成施設出所者、非行少年若しくは被告少年であった者)が孤立することなく社会の構成員として円滑に社会復帰することに資し、愛知県は、誰一人取り残されることなく、安全に安心して暮らせる県となる。</p> <p>第2 意見の理由 罪に問われた者に対する弁護士・付添人の活動は、原則として逮捕から刑事裁判又は審判終結までであり、それ以降については、一部の弁護士がボランティアとしての支援活動をしているに過ぎなかった。そして、罪に問われた者が、自力で社会復帰に必要な支援を受けることができず再犯に至ってしまう事例が散見された。</p> <p>しかし、モデル事業の「よりせい弁護士制度」によって財政的な手当を受けられるようになり、弁護士が、刑事司法の各段階において、罪に問われた者に寄り添い、帰住先の確保、医療・福祉機関への引継ぎ、生活保護申請等の必要な支援活動を活発に行うようになった。そして、罪に問われた者の社会復帰や再犯防止に一定の効果があったことは、「愛知県再犯防止推進計画」(案)において述べられているとおりである。</p> <p>支援を受けた者へのアンケート結果によれば、ほとんどの対象者が「良かった」等と感想を寄せており、弁護士の支援活動に満足していることがうかがえる。また、刑事施設、少年院、矯正施設からからも、弁護士に引き継ぐことができ助かっている旨の反響が寄せられた。</p> <p>このように、「よりせい弁護士制度」により弁護士が支援活動に携わることで罪に問われた者の円滑な社会復帰、再犯防止に一定の効果があること、また、「よりせい弁護士制度」に対する社会的要請があることが実証された。</p> <p>法務省も、再犯防止推進モデル事業の進行状況のヒアリングにおいて、よりせい弁護士制度について、「他の地方公共団体のモデルとなるものであるので引き続き成果の創出に努めていただきたい」とのコメントを出している。</p> <p>以上から、「よりせい弁護士制度」をモデル事業に限定した一時的な取組として終わらせるのではなく、愛知県が県の事業として、愛知県弁護士会と連携して「よりせい弁護士制度」を永続化することは、罪に問われた者の円滑な社会復帰や再犯防止を図る上で大きな意義がある。</p> <p>ところで、愛知県弁護士会は、モデル事業の「よりせい弁護士制度」とは別に独自のよりせい弁護士制度を現在まで継続し、支援活動件数を増やしている。そして、「よりせい弁護士制度」の認知が進むにしたがいさらなる件数増加が見込まれる。しかし、愛知県弁護士会の予算は、会員が納入する会費により成り立っており、「よりせい弁護士制度」に充てられる予算に限りがあり、支援活動が永続することは約束されていない。</p> <p>そこで、愛知県が独自に予算を組み、愛知県弁護士会における「よりせい弁護士制度」の永続化に協力することが、極めて重要である。罪に問われた者が円滑に社会復帰することにより再犯が減少し、社会の安全が確保され、罪に問われた者もそうでない者も皆が、安心して暮らせる愛知となる。</p> <p>以上</p>	<p>「寄り添い弁護士制度」については、矯正施設をはじめ、各機関からもこの制度に対するニーズが高く、再犯防止を進める上で有効な手段の一つであると考えられていますので、毎年度ごとの予算確保に努めながら事業継続を図ってまいります。</p>
<p>9</p> <p>P2「5つの基本方針」の(2)でも挙げられていますとおり、犯罪をした者等に対して、切れ目のない支援が必要かと思えますが、そのためには、関係機関の連携が欠かせないかと思えます。また、P7でもその旨触れられているとおり、連携のためには情報の共有が必要であると考えますが、個人情報の観点から行政機関であっても情報の共有が困難である場合もあるかと思えます。今後、刑事司法機関と県、自治体等との情報共有の方法について具体的になると、より切れ目のない支援を行うことができるのではないかと思います。</p>	<p>本計画策定に向けて行ったモデル事業の結果、関係機関の連携体制の強化が今後の課題の一つであると考えております。刑事司法機関と県、自治体等との情報共有のあり方の検討を含め、引き続き関係機関の連携強化に努めてまいります。</p>

<p>10</p> <p>①愛知県再犯防止推進計画(案)は、国・県・民間団体等の取組が横並びで列挙されていますが、確か、再犯防止推進法第8条では、再犯防止推進計画を作る主体は地方公共団体となっているはずですから、国や民間団体はさておき、愛知県としての取組を前面に出すべきではないでしょうか。</p> <p>②第6回愛知県再犯防止連絡協議会の結果を愛知県のホームページで拝見しました。罪を犯した人の立ち直りには仕事に就くことが欠かせないと聞きます。「職場定着支援モデル事業」で大きな成果が挙げられたことを、この連絡協議会の資料から初めて知りました。国が既に就労支援事業を実施しているけれど、関わる期間に限りがある、保護観察が終われば保護司さんも手が出せない、と聞きます。</p> <p>II就労・住居の確保のための取組の1就労の確保等において、「国の(就労支援)事業に協力する」とは具体的にどういうことなのでしょう、お示しいただきたいと思えます。さらには、一歩踏み込んで、国の就労支援事業でできない部分を県の独自の事業として取り組む旨、を明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>①「再犯の防止等の推進に関する法律」は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」(第4条第2項)、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。」(第5条第1項)、「国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。」(第5条第2項)と規定していますので、県の関係部局の取組のみでなく、各関係機関や団体の取組も記載しております。今後、本計画の取組予定をもとに、連携体制を構築し、「息の長い」再犯防止施策を地域が一体となって取り組んでいけるよう努めてまいります。本県の再犯防止推進計画(案)は、こうした法律の規定を踏まえ、この地域の国関係機関、県、民間団体等が参画する愛知県再犯防止連絡協議会において検討したものであり、協議会構成団体の活動を明らかにし、相互の連携を図ることを重視した計画案としています。</p> <p>②2020年度より、保護観察所において「更生保護就労支援事業」として職場定着支援事業を行っておりますので、国との役割分担を検討し、愛知県として今後どのように事業を展開していくべきか関係機関と調整を図ってまいります。</p>
<p>11</p> <p>薬物依存リハビリテーション支援団体「特定非営利活動法人三河ダルク」の活動についても記載をぜひご検討ください。</p> <p>計画案 「第3章 施策の展開」 >「III 保険医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組」 >「2 薬物依存を有する者への支援」 の一部内容につきまして以下の通りコメントさせていただきます。</p> <p>1. 「(1)現在の取組の状況」の【民間団体】箇所につきまして (P46～P47) 以下内容の活動にて貢献させていただいております。記載をぜひご検討ください。</p> <p>a. 保護観察所が開催する「特別調整対象者候補者検討会議」に出席し、刑務所からの出所を予定される方のうち、出所後に依存症治療及びリハビリテーションが必要であると思われる対象者の方の処遇について意見協力をさせていただきました。</p> <p>b. 保護観察所豊橋駐在官事務所、更生保護施設「岡崎自啓会」等で行われている再乱用防止プログラムにダルク職員として参加させていただきました。</p> <p>c. 少年院(愛知、瀬戸)で行われる特定生活指導プログラムや刑務所(岡崎医療、豊橋)でのプログラムにダルク職員として参加いたしました。</p> <p>d. 県内関係機関の連携会議(薬物依存症回復支援ネットワーク懇談会など)に出席し、依存症回復支援の専門機関としての知識・経験の共有に努めさせていただきました。</p> <p>e. 愛知県精神保健センター、県内の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関(アルコール健康障害、薬物依存症)で開催されているSMARPPプログラムにダルク職員として参加させていただきました。</p> <p>・愛知県精神保健福祉センター あいまーぶ ・桶狭間病院 藤田こころケアセンター(医療法人 静心会) ・刈谷病院(医療法人 成精会) ・岩屋病院(医療法人岩屋会)</p> <p>f. 社会奉仕団体と連携し、主に県内公立小学校を対象とした薬物乱用防止教室や中学・高等学校での学校講演活動を行いました。</p> <p>g. その他、薬物依存症の問題について支援が必要な当事者への相談対応、依存症者本人に対するリハビリテーションプログラムの提供(就労継続支援を含む)、夜間等の生活支援、依存症者の家族に対する家族教室の開催などを行いました。</p> <p>2. 「(2)今後の取組予定」の【民間団体】箇所につきまして (P48) 以下の内容などをご検討ください。</p> <p>引き続き、関係機関と連携して再犯防止の取組みに貢献してまいります。また、隙間なく支援の手が行き渡るように連携の強化に努めてまいります。</p>	<p>本計画(案)は、愛知県再犯防止連絡協議会の構成団体の活動について記載しております。再犯防止推進には、日頃から様々な民間団体の方々に御協力をいただいております。そうした活動の紹介については、協議会のWEBページ等で紹介するなどの取組を今後検討してまいります。</p>
<p>12</p> <p>再犯防止の取組のなかで、民間団体の取組が記載されていますが、愛知県内には、規制薬物等の依存症からの回復支援をしたり、刑務所出所者等で生活に困窮する者を支援したりしている団体等、再犯防止に寄与することを目的として活動している各種の民間団体が多数ありますが、本案に記載されている民間団体はごく限られたものであり、これに限定された理由は何でしょうか。再犯防止に寄与することを目的として活動している多くの民間団体に対し、愛知県として本計画への参画を呼び掛け、こうした団体のことも本計画に盛り込んでいただきたいと思えます。</p>	<p>本計画(案)は、愛知県再犯防止連絡協議会の構成団体の活動について記載しております。再犯防止推進には、日頃から様々な民間団体の方々に御協力をいただいております。そうした活動の紹介については、協議会のWEBページ等で紹介するなどの取組を今後検討してまいります。</p>
<p>13</p> <p>①薬物依存のある方に対する支援についての意見です。 現在、愛知県精神保健福祉センターで、当事者の回復支援や家族の支援を実施していると聞き及んでいます。センターの皆さんが積極的に支援されておられるようですが、継続的かつ多くの依存者が回復支援に繋がるためには、県内の各地の保健センターなどで、ダルクのみならずと協力して、回復支援プログラムを各地で開催できる体制を整えていただくことが理想だと考えます。 実施するための体制や人員などを確保することが大変かとは思いますが、今後の方向性として御検討いただくのはどうでしょうか。つながりたいのにつながらない人や、つながることができること場所を知らないひとも多いようにおもいますので、広報も大切だと思います。</p> <p>②薬物依存症からの回復支援を行う団体への支援についての意見です。 愛知県では、平成30年から「愛知県依存症対策関係団体支援事業費補助金」の枠組みを整備され(HIPで拝見しました)、民間団体を支援しておられ、大変重要で有用な取り組みだと思います。 しかし、その補助金の要件として、「一団体15万円を上限とし、補助率2分の1」「当事者及びその家族に係る団体」「他の制度により補助金等の交付を受けていない団体」と限定があり、この要件について変更していただき、補助金額の拡大や当事者及びその家族だけでなく、依存症からの回復を支援する団体への支援が広く可能になると考えます。どうぞ御検討ください。</p> <p>③愛知県と名古屋市の二重行政について 愛知県と名古屋市をはじめとする依存症等からの回復支援に関して、二重行政をなくし、愛知県民であれば、その行政の相談機関にもつながれるよう、愛知県として指導していただくようお願いいたします。</p>	<p>①精神保健福祉センターでは、広く愛知県内の方を対象に回復支援プログラムに取り組み、県内各保健所においては薬物依存に関する相談業務を実施しています。 今後も精神保健福祉センターでの当事者向け回復支援プログラムや保健所の相談窓口について、県民の皆様への広報に努めてまいります。</p> <p>②本県の補助金制度は御指摘の内容で運用しておりますので、どうぞ御理解ください。</p> <p>③名古屋市を除く愛知県内にお住まいの方については県保健所や県精神保健福祉センターにおいて支援を行っているところです。県と政令指定都市のいわゆる二重行政については、依存症等からの回復支援に限らないものと認識しておりますが、御意見としてお伺いしました。</p>

<p>①第3章施策の展開 I-1-(1) 前段【現状と課題】において、再犯防止を効率的かつ効果的に推進していくためには、県や市町村、関係機関、民間団体が垣根を越えて連携していくことが重要である旨拝見しました。取組についても、連絡会議を開催する等、市町村と連携して施策の推進に取り組みますともありました。再犯防止推進法に地方再犯防止計画は市町村も定めるのは努力義務とたっているため、県としては、各市町村に対して計画の作成の点でどのように関わっておられるのでしょうか。各自治体レベルでの地域の特性、ニーズに見合った再犯防止推進計画が必要ですが、県としてイニシアチブをとり、各市町村が地域の問題として計画作成に取り組んで、再犯防止に努めていくよう働きかけをしていただきたい。</p> <p>②同上の I-1-(1) 「刑務所出所者等の職場定着支援モデル事業」がわずか1年間の事業取組で3か月以内離職者を3割近くも減少させたのは驚きです。これだけの実績を上げているので、そのノウハウを再犯防止の対象に限らず職場定着のノウハウとして各関係機関が共有すべきであると思います。無職状態が犯罪に結びつきやすいことを勘案すれば、真の意味での犯罪(再犯も)防止につながり、国の事業として進めるべきではないかと思えます。一考をお願いいたします。</p> <p>③第3章施策の展開 II-2住居の確保P31～ (1)「県営住宅への入居における特別な配慮の必要性について検討します」とありました。本年4月以降、賃貸借契約締結の際に連帯保証人が不要となり、緊急連絡先の届出が必要となりましたが、刑務所出所者等の方々にとって入居のハードルが下がったと考えてよろしいでしょうか？また、募集面も含め各管理事務所によるバラツキがないようお願いいたします。また、現時点ではどのような配慮を想定されているかお尋ねします。(建築局公営住宅課県営住宅管理室様) (2)①で申し上げたように垣根を越えた連携が重要であるので、県の部局内でもしっかりと連携をお願いしたいと思います。住居の確保と高齢又は障害のある者等への支援(P34～)は両輪となっていくと思いますので、出所者等の居場所がなくならないよう、自治体が関係機関と連携して速やかに対応できるようご配慮をお願いします。</p> <p>④「あいち地域安全戦略2023」との兼ね合いについて パブリックコメント募集中であり、担当部署が同一なのでお尋ねします。 (「基本戦略II犯罪のおきにくい社会づくり」8再犯防止の施策を推進します。)とありました。次期戦略の重点施策として位置付けられているようですが、財政措置の問題はないでしょうか？</p> <p>以上</p>	<p>①本県における再犯防止を推進するため、今後は市町村に対して再犯防止推進計画の策定、取組の推進を働きかけてまいります。 ②2020年度から、国の事業として、名古屋保護観察所においても職場定着支援事業を実施しております。</p> <p>③(1) 県営住宅への入居に際して連帯保証人が不要となった点につきましては、お考えのとおり、より入居がし易くなったものと認識しております。なお、県営住宅への入居における犯罪をした者等への特別な配慮につきましては、今後検討してまいります。 (2) 本計画策定後は、関係機関及び団体による愛知県再犯防止連絡協議会により計画の進捗管理を行いながら、再犯防止施策の推進に向け、県の関係部局、関係機関等との連携を引き続き強化してまいります。</p> <p>④本計画は「あいち地域戦略2023」における再犯防止施策をより具体的に定めた個別計画となります。戦略に位置付けた事業は、それぞれ個別に予算確保に努めていくこととなります。</p>
--	---